２盛税号外

令和２年５月28日

岩手県教育委員会　御担当者　様

盛岡市財政部市民税課

高等学校就学支援金申請に係る高等学校への連絡について（依頼）

　日頃より，当市の税務行政につきましては，御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて，高等学校就学支援金支給対象者の認定について，令和２年度から市町村民税の課税標準額及び調整控除額が必要となりますが，盛岡市の所得・課税証明書は通常当該項目を証明事項としておりません。

　つきましては，各高等学校事務担当者あて，別紙のとおり御連絡いただきますようお願いいたします。

記

１　各校への依頼事項

(1) 支給対象者の認定については，所得・課税証明書の取得ではなく，可能な限りマイナンバーの収集により行っていただきたいこと

(2) マイナンバー収集による方法を取ることが難しい場合，盛岡市での証明発行を要する保護者あて，次の事項を連絡いただくこと

ア　証明を取得する場合，通常の証明書に必要項目を追記して発行する手順をとることから，通常に比べ発行に時間をいただくこと

イ　窓口で申請する際に，必ず『課税標準額及び調整控除額の記載が必要である』ことを職員へお伝えいただくこと

ウ　マイナンバーカードを用いたコンビニエンスストア等で発行する証明書には，課税標準額及び調整控除額の記載がないこと

２　その他

私立高校への御連絡について，担当が異なる場合は，恐れ入りますが併せて御連絡いただきますようお願いいたします。

盛岡市財政部市民税課税制係

担当：小野家　ゆり

TEL：019-626-7504

Mail：siminzei@city.morioka.iwate.jp